

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 法人の財務強化～経営者からの資本提供～

法人の財務強化のために、経営者等が金銭等を資本として会社に提供することがあります。
各取引が行われた場合における税務上の取り扱いはつぎのとおりです。

1. 直接提供

		法人 ←	→ 個人
出資	金銭出資	払込金額＝資本金等の額の増加	株式の取得(取得費＝払込金額)
	現物出資	現物出資資産の出資時の価額(時価) ＝資本金等の額の増加	<ul style="list-style-type: none"> 譲渡所得課税 (現物出資により取得した株式の時価－現物出資資産の取得費) 株式の取得 (取得費＝現物出資により取得した株式の時価)
	他の税務への影響	<ul style="list-style-type: none"> 資本金額1億円超になった場合 中小企業者向け税制の不適用、 事業税の外形標準課税の適用 資本金等の額の増加による 地方税の均等割額の増加 	—
寄付金	金銭寄付	受贈益課税(益金)	—
	現物寄付	寄付時の寄付資産の時価で受贈益課税(益金)	譲渡所得課税 (寄付資産の時価－寄付資産の取得費)

2. 経営者等からの債務の免除

経営者等からの債務の免除を受けることで、財務強化を図ることもできます。

	法人	個人
債務免除	免除された債務金額について受贈益課税(益金)	—※1
DES (デットエクイ ティスワップ)	<ul style="list-style-type: none"> 借入金⇒資本金等(借入金の時価)へ振替 借入金の帳簿価額－借入金の時価 ＝債務消滅益(益金) 	<ul style="list-style-type: none"> 株式の取得 (取得費＝取得した株式の時価) 貸付金の帳簿価額－ 取得した株式の時価＝譲渡損

※1 法人の債務超過の状態が相当期間継続し、今後弁済を受けることができないと認められるときは、貸倒損失として雑所得又は事業所得の必要経費に算入できます。(雑所得の場合は貸倒損失控除前の雑所得の金額を限度とします。)

※2 DESを行った場合、出資と同様資本金等の額が増加するため、地方税均等割額等に影響が生じます。

お見逃しなく！

出資者以外に株主がおり、①無償による財産の提供、②時価より著しく低い価額での現物出資、③債務免除、④時価より著しく低い価額での財産の譲渡を行った場合、その行為によって株式の価額が増加したときは、出資者から出資者以外の株主へ贈与があったものとして、出資者以外の株主に贈与税が課されることがあります。